

項目	各主体	策定指針	神奈川県	東京都	大阪府	和歌山県	岐阜県	千葉県	山梨県
	国	・都道府県からの要請に基づき、関係機関に協力要請する。							
広域火葬	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・広域火葬実施の体制 ・被災市町村からの要請または自らの判断により、区域内で被災していない町村または近隣都道府県に広域火葬の応援・協力を要請するとともに、国に報告する。 ・大規模災害発生時において、被災地の近隣市町村及び都道府県は、速やかに応援・協力体制を整え要請を受けた場合には積極的に答えるものとする。 ・また、近隣県では対応できない場合において国または被災自治体からの要請に基づき積極的に対応する。 ・被災都道府県は、区域内の被災していない市町村及び近隣県の広域火葬承諾状況を整理し、協力承諾のあった火葬場の割振りを行うとともに被災自治体に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域火葬支援班の設置、情報収集および災害規模に応じた応援可能な火葬場の選定を行い効率的な広域火葬を推進する。 ・火葬経営者からの報告に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し区市町村、関係機関へ正確な情報伝達を行うとともに、国へ報告する。 ・県は市町村及び火葬場設置者からの報告及び県災害情報管理システムにより、被害状況を把握し国に報告する。 ・県は市町村からの応援要請及び県の判断で火葬場設置者及び近隣県に対し応援要請をする。 ・県内の広域火葬では対応が困難と判断した時は、国に対して近隣都道府県以外の都府県に応援要請する。 ・県及び火葬場設置市町等は、国から広域火葬の依頼があったときは、積極的に対応する。民間の火葬場設置者も同様とする。 ・県は、広域火葬の承諾状況を整理し、被災市町ごとに火葬場の割振りを行い、市町村に通知し、応援を承諾した火葬場設置者、近隣検討に応援依頼をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域火葬対策の専従班を組織し、情報収集を行うとともに効率的な広域火葬を推進する。 ・火葬経営者からの報告に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し区市町村、関係機関へ正確な情報伝達を行うとともに、国へ報告する。 ・府は、被災市町村等からの報告及び大阪府防災情報システムにより被害状況を把握し、速やかに国に報告する。 ・都は、区市町村からの報告及び広域火葬応援協力要請に基づき広域火葬を決定する。 ・都は、被災していない区市町村及び近隣県に協力要請するとともに国に報告する。 ・都は、広域火葬を決定した場合は都内全域を広域火葬体制とする旨、都民、区市町村、近隣県、関係機関に周知する。 ・都は、応援可能な火葬場の協力体制を整理し、被災区市町村ごとに火葬場の割振りを行い通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域火葬が必要である場合、情報収集および災害規模に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を実施する。 ・府は、被災市町村からの報告に基づき被害状況を把握し、速やかに国に報告する。 ・都は、被災市町村からの応援要請及び府自らの判断により市町村及び必要に応じて近隣県に対し、広域火葬の応援依頼をするとともに国に報告する。 ・府は、府内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬の対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外さらに広域的に火葬を実施する必要が生じた場合は国に協力を依頼する。 ・都は、広域火葬を決定した場合は都内全域を広域火葬体制とする旨、都民、区市町村、近隣県、関係機関に周知する。 ・府及び市町村は、府内又は近隣県で大規模災害が発生した時は、速やかに広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。 ・府及び市町村は、国から他の都道県への広域火葬の応援要請があつた場合は、積極的に対応する。 ・府は、広域火葬の応諾状況を整理し、火葬場の割振りを行い通知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域火葬が必要である場合生活衛生課は、情報収集および災害規模に応じた応援可能な火葬場の選定を行い広域的な火葬を推進する。 ・県は、被災市町村からの報告に基づき被害状況を取りまとめ速やかに国に報告する。 ・府は、被災市町村からの応援要請及び自らの判断により、応援可能な市町村もしくは火葬場又は近隣県に對して広域火葬協力を依頼するとともに、国に報告する。 ・府は、府内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬の対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道県への応援要請をする。 ・府及び市町村は、府内又は近隣県で大規模災害が発生した時は、速やかに広域火葬応援体制を整え積極的に対応する。 ・県は、応援市町村等又は近隣県の協力承諾状況を整理し、協力承諾のあつた火葬場の割振りを行い、応援要請市町村に通知するとともに協力承諾のあつた市町村又は近隣県に対し通知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域火葬支援組織を設置(災害対策本部が設置された場合は同本部)し、情報収集及び被害規模に応じた効率的な広域火葬を推進する。 ・火葬場設置者からの報告に基づき広域火葬の必要な情報を集約し、関係市町村、その他の関係機関に周知するとともに国に報告する。 ・被災市町村からの応援要請および自らの判断で、広域火葬の応援依頼を行うとともに国に報告する。 ・県内、近県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難と判断した時は、国に近隣県以外の都道府県に応援要請する ・火葬場の割り振りを行い、被災市町村に通知するとともに応援を受諾した応援を承諾した自治体に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は広域火葬が必要であると判断した場合は専従班を設置し、情報収集及び連絡調整にあたる。 ・火葬場設置者からの報告に基づき広域火葬の必要な情報を集約し、関係市町村、その他の関係機関に周知するとともに国に報告する。 ・被災市町村からの要請、把握した被災状況に基づき、広域火葬を決定し、関係市町村に周知するとともに国に報告する。 ・被災市町村からの要請に基づき、火葬場管理者および近隣県に協力依頼する。さらに広域的に火葬を実施する必要が生じたら国に依頼する。 ・応援火葬場の割り振りを行い、火葬場管理者および近隣県に通知する。 	

項目	熊本県	静岡県	佐賀県	岩手県	秋田県	茨城県	徳島県	香川県
広域火葬	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、広域火葬が必要であると判断した時は、薬務衛生課又は災害対策本部において、情報収集及び被災規模に応じて、応援可能な火葬場の選定を行い円滑な広域火葬を推進する。 ・県は、災害発生後速やかに被災市町村ごとの死者数について把握する。 ・県は、速やかに被害状況を把握し国に報告する。 ・県は、被災市町村からの応援要請または自らの判断で火葬場設置市町村及び必要に応じて近隣県に対して広域火葬応援要請を行うとともに国に報告する。 ・県は、県内および近隣県だけでは広域火葬の対応が困難と判断した時は、国に対して近隣県以外の都道府県に応援要請を行う。 ・県及び火葬場設置市町村等は、県内および近隣県で災害が発生した場合は、広域火葬応援態勢を整え、積極的に対応する。 ・国からの応援要請があった場合も同様とする。 ・県は、火葬場の割り振りについて、近隣の広域火葬承諾状況の整理、火葬場の割り振りおよび通知、応援を承諾した火葬場等への通知等をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域火葬が必要と認めた時は、情報収集、応援可能な火葬場の選定し迅速な広域火葬を推進する。 ・県本部は、県内および近隣県で対応できないと判断した場合は、国に応援を要請する。 ・市町等からの情報を取りまとめ国に報告する。 ・県方面本部は、市町からの要請を受け、管内の他の火葬場に応援を依頼、方面本部で対応できないときは県本部に応援を要請する。 ・県本部は、方面本部の要請を受け、他の方面本部に応援要請、他の方々本部で対応できないときは近隣県に応援要請するとともに国に報告する。 ・県本部は、広域火葬を決定した時は、市町に、市町は関係団体に周知する。また、マスメディアを用いて県民に広報する。 ・県本部は、火葬場の割り振りを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、広域火葬のための窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたる。 ・県は、火葬場設置者からの情報に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、被災市町及び関係機関に周知するとともに国に報告する。 ・市町等からの情報を取りまとめ国に報告する。 ・県方面本部は、市町からの要請を受け、管内の他の火葬場に応援を依頼、方面本部で対応できないときは県本部に応援を要請する。 ・県本部は、方面本部の要請を受け、他の方面本部に応援要請、他の方々本部で対応できないときは近隣県に応援要請するとともに国に報告する。 ・県本部は、広域火葬を依頼する。 ・県は、広域火葬を決定した場合は市町村及び火葬場設置者に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内、近隣県で災害が発生した時は速やかに協力体制を整え積極的に対応する。 ・県は、火葬場設置者、近隣県に協力を依頼、国に報告 ・県内、近隣県の協力だけでは広域火葬が困難と判断した場合は、国に対して他の都道府県へ応援要請する。 ・広域火葬を決定した場合は市町村及び火葬場設置者に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたる。 ・県は、火葬場設置者からの報告に基づき、広域火葬に必要な情報を整理し、被災市町村及び関係機関に周知するとともに国に報告する。 ・県は、被災市町から及び火葬場設置者からの報告等により被害状況を把握し国に報告する。 ・県は、被災市町からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況に基づき、被災していない火葬場設置者または近隣県に応援を依頼するとともに国に報告する。 ・県は、県内の火葬場及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬が困難と判断した場合は国に対して他の都道府県への応援要請する。 ・県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は対応する。 ・県は、応援受諾回答に基づき火葬場を割り振り、承諾のあった火葬場設置者等に通知する。 ・県は、火葬場設置者からの要請に基づき、要員、燃料及び資機材について、他の火葬場設置者、近隣県及び関係事業者等に応援を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたる。 ・県は、被災市町から及び火葬場設置者からの報告等により被害状況を把握し厚労省に報告する。 ・県は、被災市町からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況に基づき、広域火葬を決定し受け入れの可能性のある火葬場または近隣県に応援を依頼するとともに国に報告する。 ・県は、近隣県だけでは広域火葬の対応が困難と判断した時は国に要請する。 ・県は、県内の火葬場及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬が困難と判断した場合は国に対して他の都道府県への応援要請する。 ・県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は対応する。 ・県は、火葬の割り振りについて応援承諾状況を整理し、市町村ごとに割り振りし市町村及び応諾した火葬場に通知する。 ・県は、応援受諾回答に基づき火葬場を割り振り、承諾のあった火葬場設置者等に通知する。 ・県は、火葬場設置者からの要請に基づき、要員、燃料及び資機材について、他の火葬場設置者、近隣県及び関係事業者等に応援を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたる。 ・県は、災害情報共有システムにより被害状況を把握し厚労省に報告する。 ・県は、被災市町村からの応援要請及び自らの判断により、広域火葬の応援要請を行うとともに国に報告する。 ・県は、近隣県だけでは広域火葬の対応が困難と判断した時は国に要請する。 ・県は、県内の火葬場及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬が困難と判断した場合は国に対して他の都道府県への応援要請する。 ・近隣で大規模災害が発生した場合は、積極的に対応する。 ・県は、火葬の割り振りについて応援承諾状況を整理し、市町村ごとに割り振りし市町村及び応諾した火葬場に通知する。 ・県は、要請に基づき武士の調達、要員の確保などに応じる。 ・県は、火葬場からの報告を取りまとめ国に報告する。 ・県は、応援受諾回答に基づき火葬場を割り振り、承諾のあった火葬場設置者等に通知する。 ・県は、火葬場設置者からの要請に基づき、要員、燃料及び資機材について、他の火葬場設置者、近隣県及び関係事業者等に応援を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたる。 ・県は、被災市町から及び火葬場設置者からの報告等により被害状況を把握し国に報告する。 ・県は、被災市町からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況に基づき、広域火葬を決定し受け入れの可能性のある火葬場または近隣県に応援を依頼するとともに国に報告する。 ・県は、近隣県だけでは広域火葬の対応が困難と判断した時は国に要請する。 ・県は、県内の火葬場及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬が困難と判断した場合は国に対して他の都道府県への応援要請する。 ・県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は対応する。 ・県は、火葬の割り振りについて応援承諾状況を整理し、市町村ごとに割り振りし市町村及び応諾した火葬場に通知する。 ・県は、要請に基づき武士の調達、要員の確保などに応じる。 ・県は、火葬場からの報告を取りまとめ国に報告する。 ・県は、応援受諾回答に基づき火葬場を割り振り、承諾のあった火葬場設置者等に通知する。 ・県は、火葬場設置者からの要請に基づき、要員、燃料及び資機材について、他の火葬場設置者、近隣県及び関係事業者等に応援を依頼する。

項目	各主体	策定指針	神奈川県	東京都	大阪府	和歌山県	岐阜県	千葉県	山梨県
広域火葬	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村は、区域内で火葬を行うことが困難と判断した時は都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請する。 ・都道府県の割振りに基づき遺族に対して伝え、火葬実施方法等詳細を調整する。 ・市町村は広域火葬が必要と判断した時は、県に応援要請をする。 ・県内又は近隣都県内で災害が発生した時は、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。 ・県の割振りに基づき火葬場の割振りを行い詳細を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時速やかに被害状況火葬要員の安否、火葬能力の把握を行い県に報告する。 ・被災市町村は、区域内の死者数の把握を行い、県に報告する。 ・市町村は広域火葬が必要と判断した時は、県に応援要請をする。 ・県内又は近隣都県内で災害が発生した時は、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。 ・県の割振りに基づき火葬場の割振りを行い詳細を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都の広域火葬決定を受けた時は住民に周知する。 ・都の割振りに基づき、当該火葬場と詳細を調整する。 ・市区町村は都に調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。 ・災害発生後速やかに死者数、火葬場の被害状況を把握する。 ・被災市区町村は、火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に対し、広域火葬の応援・協力を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、災害発生後速やかに管内火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握及び死者数の把握を行い府に報告する。 ・被災市町村は、広域火葬が必要と判断した時は、府に対して速やかに要請する。 ・府及び市町村は、府内又は近隣県で大規模災害が発生した時は、速やかに広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。 ・府及び市町村は、国から他の都道県への広域火葬の応援要請があった場合は、積極的に対応する。 ・府からの通知に基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体に対して火葬の割振りを行う。 ・応援を応諾した市町村と火葬の実施方法について調整する。 ・遺族に対して割振りを行った火葬場への搬送について同意を得ることに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村は、速やかに死者数並びに火葬場の状況火葬要員の安否及び出動可能性並びに火葬能力の把握を行い県に報告する。 ・被災市町村は、広域火葬が必要と判断した時は、県に対し広域火葬の応援要請をする。 ・市町村は、県内又は近隣県で大規模災害が発生した時は、速やかに広域火葬応援体制を整えこれに対応する。 ・応援要請市町村は、県の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、遺族の同意を得ることに努めるとともに、応援市町村等と火葬の実施方法等について調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等は火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力等を把握し県に報告する。 ・区域内の死者数を把握し県に報告する。 ・被災市町村は広域火葬が必要と判断した時は、県に応援を要請する。 ・県の割り振りに基づき、火葬場の割り振りをお紹愛、受け入れ火葬場等と詳細調整をする。 ・被災市町村は、遺族に対して制限があることを説明し同意を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時速やかに死者数、火葬場の被害状況等を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村は、速やかに死者数、火葬場の被災状況を把握する。 ・速やかに火葬施設の被災状況火葬要員の安否、火葬能力等の把握を行い、県に報告する。 ・広域火葬の協力依頼を受けた場合は、可能な協力内容を県に回答する。 ・被災市町村は、県の割り振りに基づき、火葬場の割り振りを行い遺族に伝えるとともに火葬場と詳細を調整する。
		・災害事由以外の遺体	・災害遺体と同様に扱う	・災害遺体と同様に扱う	・災害遺体と同様に扱う	・災害遺体と同様に扱う	・災害遺体と同様に扱う	・災害遺体と同様に扱う	・災害遺体と同様に扱う
火葬場設置者		<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時速やかに被害状況火葬要員の安否、火葬能力の把握を行い県に報告する。 ・民間の火葬場設置者も同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場経営者は、災害発生後火葬場の被害状況、要員の安否、火葬能力を把握し都に報告する。 					<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時速やかに火葬場の被害状況、要員の安否、火葬能力の把握を行い、県に報告する。 	

項目	熊本県	静岡県	佐賀県	岩手県	秋田県	茨城県	徳島県	香川県
広域火葬	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場設置市町村等は、広域火葬が必要と判断した時は、県に対して応援要請する。 ・被災市町村等は、県から火葬場の割り振り通知があった場合は、遺体安置所の遺体および遺族が保管している遺体について火葬場の割り振り、応援承諾火葬場設置市町村等との詳細調整及び遺族からの同意取得等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町は速やかに区域内に死者数を把握し県本部に報告する。また、火葬場経営者は、火葬場の被災状況、要員、火葬能力の把握を行い県方面本部を経由して県本部に報告する。 ・被災市町村は、広域火葬が必要と判断した時は県に広域火葬の応援を要請する。 ・市町は、県から広域火葬の実施について通知を受けた場合は、速やかに住民および葬祭事業者に通知する。 ・被災市町は、県の割振りに基づき、火葬場の割振りを行い、応諾した火葬場と詳細について調整する。 ・被災市町村は遺族に対して説明し、割り振られた火葬場に遺体を搬送することを同意に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町は、災害発生後、速やかに死者数、火葬場の被災状況等について把握する。 ・被災市町は、広域火葬が必要と判断した時は、速やかに県に応援を要請する。 ・市町は、県の割振りに基づき、火葬場を割り振り、協力承諾のあった火葬場と詳細を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域火葬の決定が県から伝えられたら市町村は住民、葬祭事業者に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村は、災害発生後速やかに区域内の死者数の把握を行い県に報告する。 ・被災市町村は、広域火葬が必要と判断した時は、速やかに県に応援を要請する。 ・被災市町村は県の割り振りに基づき、協力承諾のあった火葬場設置者と調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村は、災害発生後速やかに区域内の死者数の把握を行い県に報告する。 ・被災市町村は、広域火葬が必要と判断した時は、速やかに県に応援を要請する。 ・被災市町村は、県の割り振りに基づき、協力承諾のあった火葬場設置者と調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村は、災害発生後速やかに区域内の死者数の把握を行い県に報告する。 ・被災市町村は、広域火葬が必要と判断した時は、速やかに県に応援を要請する。 ・被災市町村は、県の割り振りに基づき、協力承諾のあった火葬場設置者と調整する。 ・遺族に対し状況を説明し、遺族の同意を得ることに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町は、災害発生後速やかに区域内の死者数の把握を行い県に報告する。 ・被災市町は、広域火葬が必要と判断した時は、速やかに県に応援を要請する。 ・被災市町は県の割り振りに基づき、協力承諾のあった火葬場設置者と調整する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害遺体と同様に扱う 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害遺体と同様に扱う 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害遺体と同様に扱う 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害遺体と同様に扱う 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害遺体と同様に扱う 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害遺体と同様に扱う 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害遺体と同様に扱う 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害遺体と同様に扱う
		<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場設置者は、被災発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否、出動の可能性、火葬能力等の把握を行い県に報告する。 ・県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村と連携し体制を整え積極的に対応する。 ・施設の被災状況、職員の安否、火葬能力を把握し県に報告する。 ・県及び火葬場設置者は、大規模災害が発生した時は体制を整え積極的に対応する。 ・国からの依頼に対しても同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場設置者は、災害発生後速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い県に報告する。 ・県及び火葬場設置者は、大規模災害が発生した時は体制を整え積極的に対応する。 ・国からの依頼に対しても同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場設置者は、災害発生後速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い県に報告する。 ・県からの広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を回答する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場設置者は、災害発生後速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い県に報告する。 ・民間の火葬場設置者も上記と同様とする。 ・県及び火葬場設置者は、大規模災害が発生した時は体制を整え積極的に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場設置者は、災害発生後速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い県に報告する。 ・県からの広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を回答する。 	

項目	各主体	策定指針	神奈川県	東京都	大阪府	和歌山県	岐阜県	千葉県	山梨県
火葬要員	都道府県	・被災市町村の要請に基づき、被災していない市町村及び近隣都道府県に火葬要員派遣を依頼する。	・県は、火葬場設置市からの要請に基づき、他の火葬場設置者、近隣県に要員派遣を要請し、国に報告する。	・都は、火葬場からの要請に基づき被災していない区市町村及び近隣県に火葬要員の手配を要請するとともに国に報告する。			・市町村の要請に基づき他の火葬場設置市町村等に要員の派遣を依頼するとともに国に報告する。 ・近隣県だけでは困難と判明した時は国に報告し、他の都道府県の応援を依頼する。 ・県及び火葬場設置市町村は、応援依頼があった時は積極的に対応する。	・火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者、近隣県に対して火葬要員の派遣を要請するとともに国に報告する。	・火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者および近隣県に対して依頼するとともに国に報告する。
	市町村	・火葬場職員が被災し、火葬できない場合は都道府県に対して要員の派遣要請をする。	・火葬場職員が被災したために火葬ができない場合は県に要員派遣の手配を要請する。						
	火葬場設置者	・市町村と同様と解釈する。	・火葬場職員が被災したために火葬ができない場合は県に要員派遣の手配を要請する。 ・民間の設置者も同様とする。	・火葬場経営者は、職員が被災して火葬場が稼働できない場合は、都に報告し要員手配を要請する。			・要員の被災により稼働できない場合は県に派遣要請する。 ・資機材の確保が困難な場合も同様とする。	・火葬要員が被災し稼働できない場合は、県に要員の確保を依頼する。	
遺体保存対策	都道府県	・遺体数に応じた遺体安置所の確保、物資、作業要員の確保など	・被災市町村から要請があつた場合はこれに応ずるものとする。	・区市町村から遺体保存の協力要請があつた場合は、応援可能な区市町村、関係機関、近隣県等と調整し必要な措置を講じる。	・府は、遺体の保存のために必要な物資及び作業要員の確保など、被災市町村から要請があつた場合はこれに応じる。	・県は被災市町村から遺体安置所の確保、必要な物資の確保、作業要員の確保等支援要請があつたときはこれに応じる。	・被災市町村から遺体保存のための物資および要員の確保について要請があつた場合は、これに応ずる。	・市町村からの要請があつた場合は、関係事業者等に要請する。又、搬送については関係団体又は自衛隊に協力を依頼する。	・被災自治体から資機材の確保の要請があつた場合には関係事業者等に応援協力を依頼する。
	市町村	・同上 ・指針では、都道府県と市町村の役割分担を明確にしていない。(基本的には市町村の役割) ・遺体搬送を予定している車両の公安委員会の事前確認	・遺体安置所の確保、遺体保存剤等資機材の確保、遺体搬送手段、搬送経路等必要な事項 ・被災市町村は遺体保存が困難になった場合は、都に協力要請する。	・被災市区町村は遺体収容所の設置、遺体保存のための資機材の調達、要員の確保など必要な措置を講じる。 ・被災市町村は、上記措置が困難な時は県に協力を要請する。	・被災市町村は、遺体の取扱いについて、十分な遺体安置所、遺体保存のための物資、作業要員の確保等必要な措置を講じる。	・被災市町村は、遺体の取扱いについて、十分な遺体安置所、遺体保存のための物資、作業要員の確保等必要な措置を講じる。 ・被災市町村は、上記措置が困難な時は県に協力を要請する。	・死者に対する礼を失すことの内容に行動する。 ・遺体安置所の確保、遺体保存のための物資、作業要員の確保など必要な措置を講じる。	・十分な数の遺体安置所を確保するとともに、遺体保存に必要な資機材を確保する。 ・資機材の確保、遺体搬送手段の確保ができない場合は県に要請する。	・被災市町村は、火葬が困難な場合、遺体安置所を確保するとともに、資機材および要員の確保を行う。 ・火葬場が限定されていることを説明し同意を得る。

項目	熊本県	静岡県	佐賀県	岩手県	秋田県	茨城県	徳島県	香川県
火葬要員	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、被災市町村等からの要請に基づき、他の火葬場設置等または近隣県に対して火葬要員の派遣を要請するとともに国に報告する。 ・県は、県内および近隣県だけでは要員の確保が困難と判断した場合は国に報告する。 ・他の市町村等で災害が発生した場合は、火葬要員の応援要請を踏まえ応援態勢を整え積極的に対応する。 ・国からの要請に対しても同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県方面本部及び県本部は、市町等からの要請に基づき管内の他の火葬場から火葬要員の派遣を要請する。管内だけでは困難な場合は国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者または近隣県に対して火葬要員の派遣を要請するとともに、国に報告する。 ・燃料及び資機材についても要請があつた場合関係団体に協力を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村の要請に基づき、被災していない市町村及び近隣都道府県に火葬要員派遣を依頼する。 ・資機材の確保が困難な時も同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者等に要員の派遣を要請するとともに国に報告する。 ・燃料又は資機材についても同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者等に要員の派遣を要請するとともに国に報告する。 ・燃料又は資機材についても同様とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者等に要員の派遣を要請するとともに国に報告する。 ・燃料又は資機材についても同様とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場設置市等は、火葬場職員が被災したために火葬場が稼働できないときは、県に対して要員の派遣を要請する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場職員が被災し、火葬できない場合は都道府県に対して要員の派遣要請をする。 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場経営者は火葬職員が被災し火葬ができないときは、県方面本部に派遣要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に要員派遣の手配を依頼する。 ・燃料、資機材の確保についても同様とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・火葬要員の被災によって火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請する。燃料及び資機材についても同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬要員の被災によって火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請する。燃料及び資機材についても同様とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・火葬要員の被災によって火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請する。燃料及び資機材についても同様とする。
遺体保存対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県は市町村から要請があつた場合は、物資の調達、作業要員の確保について、関係団体に協力を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県方面本部及び県本部は、市町等からの要請に基づき管内の他の市町に協力を要請する。管内だけでは困難な場合は近隣県又は自衛隊に協力を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があつた時は、関係団体等に協力を要請する。また、遺体搬送手段についても同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ資機材の確保をする。 ・被災市町から要請があつた場合は関係団体等に協力を要請する。また、遺体搬送手段についても同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があつた時は、関係団体等に協力を要請する。また、遺体搬送手段についても同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は市町村から要請があつた場合は、物資の確保について、関係団体に協力を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は市町村から要請があつた場合は、物資の確保について、関係団体に協力を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は市町村から要請があつた場合は、物資の確保について、関係団体に協力を依頼する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村は、遺体数に応じた遺体安置所の確保、遺体保存のための物資の確保、作業要員の確保等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町は、速やかな火葬が困難な時には遺体保存に必要さ措置をする。また、措置が困難な場合は県方面本部に手配を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかな火葬が困難な場合には、遺体安置所、遺体保存に必要な資機材の確保する。 ・被災市町は上記資材の確保ができないときは、県にそれらの手配を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかな火葬が困難な場合には、遺体安置所、遺体保存に必要な資機材の確保する。 ・被災市町は上記資材の確保ができないときは、県にそれらの手配を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに遺体を火葬することが困難な場合遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保する。 ・被災市町は上記資材の確保ができないときは、県にそれらの手配を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村は、遺体数に応じた遺体安置所の確保、遺体保存のための物資の確保、作業要員の確保等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに遺体を火葬することが困難な場合遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保する。なお、交通規制が行われている場合は緊急通行車両により行う。 ・必要な資機材が確保できない場合は県に要請する。

項目	各主体	策定指針	神奈川県	東京都	大阪府	和歌山県	岐阜県	千葉県	山梨県
遺体保存対策	火葬場設置者		・市町村は、遺体保存のための物資の調達、等必要な措置を講ずる。						
遺体搬送手段の確保	都道府県		・市町村は、遺体搬送の手段が確保できない場合は自衛隊等関係者の協力を県に要請する。	・都は、区市町村から要請を受けた場合は、自衛隊、関係機関、又は関係業者へ要請し必要な措置を講じる。		・県は、市町村から支援要請があった場合は、これに応じる。		・県は、要請があつた場合は関係団体に協力要請する。	・被災自治体から運送手段の確保の要請があつた場合には関係事業者等に応援協力を依頼する。
	被災自治体	・被災自治体は、遺体搬送手段の確保につき、(県を通じ)自衛隊又は関係業者に協力要請する。 ・交通規制が行われている場合は緊急通行車両で行う。	・遺体搬送のための資機材を確保する。	・区市町村は遺体搬送車両を確保する。 ・遺体収容所から火葬場までの遺体搬送車両は、あらかじめ公安委員会の確認を受けた緊急交通車両を用いる。 ・緊急車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を府に要請する。	・被災市町村は、遺体保存のための資機材搬入車両及び火葬場までの遺体搬送車両は、あらかじめ公安委員会の確認を受けた緊急交通車両を用いる。 ・緊急車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請する。	・被災市町村は、遺体保存のための資機材搬入車両及び火葬場までの遺体搬送車両は、あらかじめ公安委員会の確認を受けた緊急交通車両を用いる。 ・緊急車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請する。	・火葬までの資機材の搬入、車両の確保を行なう。車両が充分に確保できない場合は、県を通じて自衛隊、関係業者等の協力を要請する。	・遺体搬送手段の確保	・被災市町村は、遺体搬送手段を確保し効率的に搬送する。交通規制がある場合は緊急通行車両で行う。 市町村は、遺体保存資機材及び搬送手段が確保できないときは、県に要請する。
相談窓口の設置	被災自治体	・相談窓口を設置して広域火葬の情報提供をする。	・火葬場が限定されることを遺族に説明し、同意を得ることに努める。	・火葬に関する住民の相談に応じる。 ・火葬の受付 ・遺族への説明	・広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供をする。	・広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供をする。	・相談窓口を設置し広域火葬に関する情報提供をする。	・広域火葬の情報提供及び受付を行い、遺族の同乗制限、焼骨の受け渡し等説明を行う。	・窓口を設置し、広域火葬について情報提供を行うとともに受付を行う。 ・その際十分な説明を行う。
火葬状況の報告	都道府県	・広域火葬の状況を国に報告する。	・火葬場からの報告を取りまとめ国に報告する。		・府は、府内の火葬場からの報告を取りまとめ国に報告する。	・県は、県内の火葬場からの報告を取りまとめ国に報告する。	・県内の日報を取りまとめ国に報告する。	・火葬場からの報告を取りまとめ、国に報告する。	・火葬場からの報告を取りまとめ、国に報告する。
	市町村		・火葬状況の報告	・火葬状況の報告	・市町村等は、災害による遺体と他の遺体を区分して府に報告する。	・応援市町村等は、火葬実績及び近隣市町村から搬入した広域火葬実績を区分して県に報告する。 ・応援市町村以外の市町村又は火葬場は、火葬実績を同様に区分して県に報告する。	・広域火葬を実施した市町村は県に報告する。	・火葬状況の報告	
	火葬場設置者		・火葬場設置者は火葬実績等を県に報告する。	・火葬場経営者は火葬実績等を都に報告する。					・広域火葬の実績を県に報告する。

項目	熊本県	静岡県	佐賀県	岩手県	秋田県	茨城県	徳島県	香川県
遺体保存対策				・資機材の確保 ・関係事業者と協定の締結				
遺体搬送手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県方面本部及び県本部は、要請があった場合は管内の他の市町に協力を依頼する。管内で対応できない場合は近隣県及び自衛隊に協力を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・資機材の搬入及び遺体の搬送車両車両については緊急通行車両を用いる。 ・緊急通行車両が充分に確保できない場合は、県に要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、市町村から支援要請があった場合は、これに応じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、要請があった場合は関係団体に協力要請する。 	保存対策に含む	<ul style="list-style-type: none"> ・県は市町村から遺体搬送手段確保の要請があった場合は、関係団体に協力を依頼する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・県は市町村から遺体搬送手段確保の要請があった場合は、関係団体に協力を依頼する。
相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、相談窓口を設置し広域火葬について情報提供を行う。 ・住民からの相談に応じるために、相談窓口を設置し、広域火葬の情報提供を行うとともに火葬の受付を行う。また広域火葬への対応について遺族の感情に配慮した説明を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行う。 ・火葬場への依頼制限、遺体搬送の遺族の同乗制限等について遺族の感情を十分考慮した説明を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行う。 ・火葬場への依頼制限、遺体搬送の遺族の同乗制限等について遺族の感情を十分考慮した説明を行う。 	保存対策に含む	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置上から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送する。交通規制が行われている場合は緊急通行車両で行う。 ・遺体搬送手段が確保できない場合は県に手配を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体搬送手段を確保し、緊急通行車両により効率的に搬送を行う。 ・緊急通行車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等に県を通じて要請する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置上から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送する。交通規制が行われている場合は緊急通行車両で行う。 ・遺体搬送手段が確保できない場合は県に手配を要請する。
火葬状況の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、県内火葬場からの報告をまとめ、国に報告する。 ・広域火葬を行った市町村は、遺体を区分し県に日報として報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県方面本部及び県本部は、市町等からの報告を取りまとめ県及び国に報告する。 ・市町及び火葬場経営者は、広域火葬および通常火葬の実績を県方面本部に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、火葬場からの報告を取りまとめ国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場からの報告を取りまとめ国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、火葬場からの報告をまとめ、国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、県内火葬場からの報告をまとめ、国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、県内火葬場からの報告をまとめ、国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、県内火葬場からの報告をまとめ、国に報告する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・広域火葬を行った火葬場は、広域火葬が終了するまで日報として県に報告する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・火葬状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域火葬を行った火葬場は、広域火葬が終了するまで日報として県に報告する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・広域火葬を行った火葬場設置者は、遺体を区分し県に報告する。 	

項目	各主体	策定指針	神奈川県	東京都	大阪府	和歌山県	岐阜県	千葉県	山梨県	
火葬許可の特例的取扱い	県・市町村	・実態に応じた事務処理 ・火葬事務の特例的な取扱い実施	・火葬事務の特例的な取扱い実施	・火葬事務の特例的な取扱い実施	・被災市町村が迅速な火葬許可事務が困難であるときは、戸籍確認の事後実施等、実態に応じた事務処理を行う。	・被災市町村が迅速な火葬許可事務が困難であるときは、戸籍確認の事後実施等、実態に応じた事務処理を行う。	・特例的な事務の実施	・火葬事務の特例的な取扱い実施	・火葬事務の迅速な実施がこんな時は状況に応じた事務処理を行う。	
引き取り手のない遺骨	市町村	・火葬場から引き取り保管する。	・遺骨保管所等に保管する。	・火葬場から引き取り保管する。	・火葬場から引き取り保管する。	・火葬場から引き取り保管する。	・火葬場から引き取り保管する。	・火葬場から引き取り保管する。	・火葬場から引き取り保管する。	
近隣県からの広域火葬要請への協力	都道府県	・県及び火葬場設置市町は、県内または近隣都県内で災害が発生した時は、広域火葬の応援態勢を整え、積極的に対応する。 ・国からの要請も同様とする。	・都は、大規模な災害の発生により近隣被災県から要請があった場合は、区市町村に協力要請するなど積極的に対応する。 ・国からの要請も同様とする。	・府及び火葬場設置市町は、県内または近隣都県内で災害が発生した時は、広域火葬の応援態勢を整え、積極的に対応する。 ・国からの要請も同様とする。	・県及び火葬場設置市町は、県内または近隣都県内で災害が発生した時は、広域火葬の応援態勢を整え、積極的に対応する。 ・国からの要請も同様とする。	・県及び火葬場設置市町は、県内または近隣都県内で災害が発生した時は、広域火葬の応援態勢を整え、積極的に対応する。 ・国からの要請も同様とする。	・県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は火葬場等に協力を依頼する。	・近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は火葬場等に協力を依頼する。	・近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は火葬場等に協力を依頼する。	
	市町村			・区市町村は、都を通じて近隣被災県から応援要請があった場合は積極的に協力する。					・火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は火葬場等に協力を依頼する。	
	火葬場設置者		・民間の火葬場設置者も同様の対応に努める。							
計画策定後の措置	都道府県	・職員に対し内容の習熟を図る。 ・市町村の協力を得て訓練を行う。 ・市町村等関係者へ周知徹底を図り、市町村に対して研修等必要な助言を行う。 ・災害発生時に迅速かつ正確な情報伝達が行われるよう関係部局、市町村、火葬場間等連絡体制の点検に努める。	・市町村関係者への周知徹底 被害想定に応じた広域火葬訓練				・市町関係者に計画の周知徹底を図る。 ・市町、火葬場経営者等と連携して広域火葬訓練を行う。	・市町村、火葬場設置者の協力を得て広域火葬訓練を随時行う。	・定期的に火葬場の情報及び担当部局の情報を把握し、市町村及び火葬場設置者に情報提供する。 ・市町村及び火葬場設置者の協力のもとに広域火葬の図上連絡訓練等を行う。	
	市町村		・市町村及び火葬場設置者は、被害状況を想定して、各状況に応じた広域火葬の模擬計画を策定する。				・複数の被害状況を想定し、各状況に応じた広域火葬の模擬計画を作成する。			
	火葬場設置者									

項目	熊本県	静岡県	佐賀県	岩手県	秋田県	茨城県	徳島県	香川県
火葬許可の特例的取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合は、実態に応じた事務処理を行う。 県は、被災市町村から特例的扱いについて協議があった場合は、国に照会し、その結果を市町村等に連絡する。 市町及び火葬場設置者は、国の承諾が得られた場合に特例的扱いを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 特例的な扱いを県を通じて国に要望し、その結果を県から受けたのち特例的扱いをする。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町は、県を通じ火葬許可事務の特例的扱いを国に要望する。 県は、被災市町から特例的扱いについて要請があつた場合は、国に伝え、その結果を被災市町に連絡する。 市町及び火葬場設置者は、国の承諾が得られた場合に特例的扱いを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 火葬事務の特例的な取扱い実施 	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町は、県を通じ火葬許可事務の特例的扱いを国に要望する。 県は、被災市町から特例的扱いについて要請があつた場合は、国に伝え、その結果を被災市町に連絡する。 市町及び火葬場設置者は、国の承諾が得られた場合に特例的扱いを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合は、実態に応じた事務処理を行う。 県は、被災市町村から特例的扱いについて協議があつた場合は、国に照会し、その結果を市町村等に連絡する。 		<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合は、実態に応じた事務処理を行う。 県は、被災市町村から特例的扱いについて協議があつた場合は、国に照会し、その結果を市町村等に連絡する。
引き取り手のない遺骨		<ul style="list-style-type: none"> 火葬場から引き取り保管する 	<ul style="list-style-type: none"> 火葬場から引き取り保管する 	<ul style="list-style-type: none"> 火葬場から引き取り保管する。 		<ul style="list-style-type: none"> 火葬場から引き取り保管する 	<ul style="list-style-type: none"> 火葬場から引き取り保管する 	<ul style="list-style-type: none"> 火葬場から引き取り保管する
近隣県からの広域火葬要請への協力	<ul style="list-style-type: none"> 近隣県及びその他の都道府県から広域火葬応援の要請があつた場合は、この要領の規定に基づき速やかに対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町及び火葬場経営者は、被災市町村、他の都道府県、国からの応援要請により速やかに応援態勢を整え積極的に応援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、県内または近隣県で災害等が発生した場合は、速やかに体制を整え積極的に対応する。 近隣県又は国から広域火葬協力の依頼があつた場合も同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があつた場合は、準用して対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県及び火葬場設置市町村は、県内または近隣都県内で災害が発生した時は、広域火葬の応援態勢を整え、積極的に対応する。 国からの要請も同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣県又は国から協力依頼があつた場合は、上記を準用し対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県及び火葬場設置市町村は、県内または近隣都県内で災害が発生した時は、広域火葬の応援態勢を整え、積極的に対応する。 国からの要請も同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣県又は国から協力依頼があつた場合は、上記を準用し対応する。
計画策定後の措置				<ul style="list-style-type: none"> 火葬場設置者は、県内または近隣県で災害等が発生した場合は、速やかに体制を整え積極的に対応する。 近隣県又は国から広域火葬協力の依頼があつた場合も同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、火葬場設置者の協力を得て広域火葬訓練を行う。 			
				<ul style="list-style-type: none"> 災害発生を想定した訓練を行う。 				

資料2：第3章 広域火葬計画策定都道府県へのアンケート内容

アンケートの趣旨

災害対策基本法第36条に基づき厚生労働省防災業務計画が制定されていますが、その第5章第1節で「遺体の火葬体制の整備」が定められています。その基本は、「都道府県は、近隣都道府県と協力し、広域的な観点から災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための火葬場の火葬能力、遺体の搬送、保存体制等を記した広域的な火葬に関する計画の策定に努める」というものであり、これを受け「広域火葬計画の策定について」(平成9年11月13日衛企第162号)が発出されています。

今般のアンケートは、上記厚生労働省通知に基づいて、広域火葬計画を策定している都道府県がどのように具体的に対応しているかを調査取りまとめるものです。

なお、実際に災害が生じた場合の国の対応を規定する災害救助法では、都道府県知事が行うべき救助として、埋葬(第23条第9号)を規定していますが、これは今日では「火葬」として理解すべきものと考えられます。

質問は以下のとおりです。

問1. 広域火葬計画を策定したきっかけは何ですか。

1. 平成9年の「広域火葬計画策定指針」が出たから。
2. 地域防災計画の中で、策定が求められたから。
3. 東日本大震災が発生し、必要性が高まったから。
4. その他 ()

問2. 東日本大震災と同等かこれを上回る規模の災害に対して、貴都道府県の広域火葬に関する計画は十分対応できるものであると考えられるでしょうか。

有力な想定によれば、東南海・南海地震では、最大32万人の死者の発生が予測されています。

1. 対応できると考えている。
2. 十分ではない部分があるかもしれない。

それはどのような部分でしょうか。

()

問3. 貴都道府県の広域火葬に関する計画においては、次の事項について、具体的にどのような体制が用意されているでしょうか。独自での対応及び関係事業者との協定等による対応に分けてご説明ください。

紙幅が不足する場合は、別紙で付加していただいてかまいません。

(小問3-1) 火葬炉の確保および運転体制について

(小問3-2) 火葬炉の燃料や電源等について

(小問3-3) 遺体の搬送について

(小問 3－4) 葬祭用品(棺、納体袋、ドライアイスなど)について

(小問 3－5) その他の説明及び遺族の理解を得る方法など

問4. 大災害時の火葬に関する費用負担についてお伺いします。

(小問 4－1) 貴都道府県の広域火葬に関する計画では、災害救助法に基づく費用負担の範囲はどこまでとお考えですか。

(小問 4－2) 今後はどこまで災害救助法で費用負担すべきとお考えでしょうか。

例：火葬炉の過負荷使用に伴う急速劣化の補填（補修費用）、非常時運転に伴う関係事業者への追加補償費用 など

問5. 大規模災害時に、国に対してどのような対応を望みますか。

1. 広域火葬に対しては、国がその指針を示し、国の責務及び支援を明確にするべきだ。
2. 国は、定期的に火葬場の情報を調査整備し、市町村に提供すべきだ。
3. その他 ()

資料3：第3章 政令指定都市へのアンケート内容

東日本大震災では、広域的な火葬協力が行われ多くの遺体が火葬されましたが、近代的な火葬場の整備が進んでいる大都市においても、大災害時における火葬協力を検討あるいは計画されていることと思います。このことに関連して、以下の設問にお答えください。

問1. 都道府県とは別に市としての広域火葬計画又は火葬相互協力協定等を策定していますか。

1. 策定している。
2. 策定していない。

問2. 最近公表された東南海・南海地震の被災対象地域に該当していますか。

1. 該当している。
2. 該当していない。

問3. 東南海・南海地震では、最大32万人の死者の発生が予測されていますが、もしこの様な事態が発生したら、貴市ではどのような対応が考えられますか。（複数可）

1. 火葬炉を今後増設して対応する。⇒問4にお進みください。
2. 火葬炉の稼働回数を増加させて対応する。⇒問3-1～問3-4にお答えください。
3. 県内及び隣接県との広域火葬協力によって対応する。⇒問4にお進みください。
4. 仮埋葬（土葬）を行う。⇒問4にお進みください。
5. その他（ ） ⇒問4にお進みください。

問3-1. 稼働回数を増加させるとお答えになった自治体にお聞きします。東日本大震災では、死者の数に対応し、1基当たりの1日当たり火葬回数を通常の回数より大幅に増加し、5回から8回、民間の火葬場では10回行った火葬場もありましたが、災害時、どの程度の回数を実施できると考えますか。

1. 8回以上
2. 5回以上
3. 3回以上
4. その他（ ）

問3-2. 通常より火葬回数を増加する場合、火葬場にはどのような問題が発生すると思われますか。

1. 火葬要員の手当が出来ない。
2. 火葬炉の損傷が発生する。
3. その他（ ）

問3-3. 火葬要員が補充できない場合、貴市としてどのようなことが考えられますか。

1. 炉メーカまたは火葬炉維持管理業者に依頼する。
2. 火葬場のO Bを把握しておき、依頼する。
3. 災害時相互協力協定を通じて被災のなかつた自治体に依頼する。
4. その他（ ）

問3－4. 応援火葬を行って炉の破損が生じたらどのようにしてほしいと思いますか。

1. 国が修理費を補てんするべきである。
2. 県が修理費を補てんするべきである。
3. 平常時から積み立てをしておく。
4. その他 ()

問4. 広域火葬を行う場合には遺体搬送の問題がありますが、どのような方策が考えられますか。

1. 都道府県レベルでトラック協会、靈柩自動車協会等と協定を結び、一定程度の車両を確保しておくほか、独自に車両、ヘリ等を確保し、これを優先的に使用することを防災計画に取り上げておく。
2. 市町村レベルで車両を一定程度確保しておく。
3. 県を通じて自衛隊に依頼する。
4. その他 ()

問5. 大規模災害時には棺、骨壺、ドライアイス等の不足が考えられます。これに対する対処策についてお尋ねします。(複数可)

1. 都道府県で一定の備蓄を行う。
2. 市町村又は火葬場で一定の備蓄を行う。
3. 都道府県または市町村が葬祭業者と供給協定を結び、一定程度の供給を確保する。
4. その他 ()

問6. 大規模災害時には、燃料の備蓄が必要であると考えられます。これに対して基本的な考え方をお聞きします。(複数可)

1. 都道府県で一定の備蓄を行う。
2. 市町村又は火葬場で一定の備蓄を行う。
3. 都道府県または市町村が業者と供給協定を結び、一定程度の供給を確保する。
4. その他 ()

問7. 大規模災害時に、国に対してどのような対応を望みますか。

1. 広域火葬に対しては、国がその指針を示し、国の責務および支援を明確にするべきだ。
2. 国は、定期的に火葬場の情報を調査整備し、市町村に提供すべきだ。
3. その他 ()

資料4：第3章 広域火葬計画策定自治体アンケート結果

1. 回収状況

- (1) 調査対象都府県 : 15
- (2) 回答都府県 : 15
- (3) 回収率 : 100%

2. 集計結果

(1) 広域火葬計画を策定したきっかけについて

- ① 平成9年の「広域火葬計画策定指針」が出たから : 6
- ② 大規模災害（阪神淡路大震災、東日本大震災）が発生し、広域火葬計画の必要性が高まったから : 4
- ③ 南海トラフ巨大地震の発生に備えて : 1
- ④ 地域防災計画等（防災アクションプラン、国民保護計画を含む）の中で広域火葬計画の策定が求められたから : 3
- ⑤ 大規模災害発災時等に市町村等の火葬業務を円滑に実施するため : 1

(2) 東日本大震災と同等かこれを上回る規模の災害に対して、広域火葬計画は十分対応できるかについて

- ① 対応できると考えている : 1
 - ② 十分ではない部分があるかもしれない : 13
- 十分でないと思う理由は
- ア. 被害規模が大き過ぎて、対応できるかどうか想定不能 : 4
 - イ. 近隣県、市町村、火葬場との調整に不安 : 3
 - ウ. 関係団体との協定を構築 : 2
 - エ. 計画履行のための人員が不足 : 1
 - オ. 資機材等の調達の不安 : 1
 - カ. 通信手段の長期断絶等想定外の事態の発生への不安 : 1
 - キ. 遺体搬送への不安 : 1
 - ク. 火葬場の能力不足 : 1

(3) 広域火葬計画における具体的な体制等

(3-1) 火葬炉の確保および運転体制について

- 災害が発生した時は、速やかに協力体制を整え、積極的に対応する。
- 火葬場設置者からの報告に基づき、広域火葬に必要な情報を整理し、被災市町村及び関係機関に周知するとともに国に報告する。
- 受入可能火葬場設置者及び近隣都県に対し広域火葬の応援を依頼する。
- 市町村及び火葬場設置者は、遺体取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等についてあらかじめ定めておく。
- 独自の対応：火葬場設置者は災害等発生時に速やかに被災状況、要員の安否、火葬能力等の把握を行い、県に報告する。また、火葬場設置者は要員の被災により稼働でき

ない場合は県に要員の派遣を要請し、県は要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に派遣を依頼するとともに、国に報告する。

関係事業者との協定：なし

○火葬場経営者は、災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬場の火葬能力を把握し、都に報告を行う。

火葬場経営者は、その職員が被災したために、火葬場が稼動できない場合は、その旨を都に報告し、火葬要員の派遣の手配を要請する。また、都は、火葬場からの要請に基づき、被災していない市町村及び近隣県等に対し、火葬要員の派遣について要請するとともに、国にその旨を報告する。

協定：火葬場経営者は、災害時においても技術者に欠員が生じないよう、体制の確保に努める。

○被災市町村からの広域火葬応援要請又は県自らの判断により、県内又は近隣都県に対して広域火葬の応援を依頼する。さらに、対応が困難であると判断した場合には、県は、厚生労働省へ近隣都県以外の道府県への応援要請を依頼する。

火葬場設置者は、火葬場の職員が被災したために火葬場の稼動ができない場合は、県に対し、火葬要員派遣の手配を要請する。県は、火葬炉の確保と同様に、県内市町村又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼する。

○火葬要員の被災により火葬場が稼動できない場合は、火葬場設置者は県に火葬要員派遣の手配を要請する。県は広域火葬を円滑に実施するため、火葬場の名称、所在地、連絡先、能力（最大火葬数など）、形式等を定期的に把握し、市町村に情報提供することとしている。

○広域火葬計画において、県は県内及び近隣県の火葬場の状況について定期的に把握する。また、市町村は、災害時の遺体の保存体制、火葬実施体制、情報伝達等について定めておく。

○火葬場については、県営の施設ではなく、県内市町または広域行政組合で設置されたものであるため、災害時の火葬等については、各設置者に協力を依頼するほか手立てはない。

○計画では、「市町村は、災害発生後、速やかに管内の火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする」と規定。

関係事業者との協定等・各市町村にて対応。

○大規模災害等の被害を受けた市町村は、大規模災害発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の状況、仮葬要員の安否及び出動可能性並びに火葬場の火葬能力の把握を行い、県に報告するものとする。県は、被災市町村からの報告に基づき被害状況をとりまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

○市町村は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬の実施体制及び情報伝達方法等その運営方法をあらかじめ定めておくものとしている。

○具体的体制については、今後各市町と協議、検討する予定。

○火葬要員等の不足により稼動できない火葬場設置者からの手配要請を受け、県内又は

近隣県への派遣要請を行う。

○県は火葬場及び連絡担当部局等の把握のため、2年に一度調査を実施している。

市町村は、災害時等の火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておく。

火葬場を設置する一部事務組合等は、災害時等の火葬実施体制、情報伝達方法等について、構成市町村と協議し、あらかじめ定めておく。

火葬場設置市町村等は、災害時等における火葬場の事故等の発生を抑制し、被害を最小限に抑えるとともに、災害に対する備えや対応をまとめた火葬場災害対策マニュアルの作成に努める。

(3-2) 火葬炉の燃料や電源等について

○火葬場設置者は、資機材の確保及び関係事業者との協定を締結する。

○火葬場設置者は、燃料及び資機材の確保、燃料及び資機材の確保を目的とした関係団体との協定の締結、緊急車両の事前届け出等をあらかじめしておく。

○県は必要な資機材の確保のため関係事業者又は関係団体等と協定を締結し市町村及び火葬場設置者を支援する。

市町村及び火葬場設置者は、必要な資機材の確保のため関係事業者又は関係団体との協定締結についてあらかじめ検討し、必要な措置を講じておく。

○独自の対応：火葬場設置者は燃料又は資機材の確保が困難な場合は県に要請し、県は要請に基づき、関係事業者に応援・協力を依頼する。

関係事業者との協定：火葬場設置者は燃料又は資機材の確保にかかる協定を関係事業者と結ぶ。また、県は燃料又は資機材にかかる協定を関係事業者と結び、火葬場設置者を支援する。

○燃料等の確保について民間企業等との優先供給等の協定は締結していない。

協定等：平常時における準備として、火葬場経営者は、火葬に必要な燃料の確保や復旧に関して、燃料の供給側と協定を締結するなど体制を準備しておくこと。また、火葬場の運営に必要な資機材の確保について、検討しておくこと。

○計画に定める体制等はない

○火葬場設置者は、火葬に必要な燃料の確保が困難な場合は県に手配を要請すること。

○広域火葬計画において、県は県内及び近隣県の火葬場の状況について定期的に把握すること。また、市町村は、災害時の遺体の保存体制、火葬実施体制、情報伝達等について定めておくこと。

○火葬場については、県営の施設はなく、県内市町または広域行政組合立て設置されたものであるため、災害時の火葬等については、各設置者に協力を依頼するほか手立てはない。各設置者は、非常時における燃料確保等のため関係業者と協定を結び優先供給を受けるように努めている。

○各市町村にて対応。

関係事業者との協定等・各市町村にて対応。

○火葬場設置者は、災害時においても円滑な火葬が実施できるよう、火葬に必要な燃料の備蓄や自家発電器設備の設置等に努めるとともに、必要に応じて、燃料の供給等に

について、関係事業者との協定の締結等措置を講じておくものとする。

○具体的体制については、今後各市町と協議、検討する予定。

○関係事業者又は関係団体への応援・協力依頼を行う。

○特段の定めはない。

(3-3) 遺体の搬送について

○各市町村にて対応。

○市町村からの要請に基づき、他の火葬場設置者等に要請するとともに国に報告する。

○県は遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体等と締結し市町村及び火葬場設置者を支援する。

市町村及び火葬場設置者は、あらかじめ搬送手段・経路を検討し必要な措置を講じておく。

○市町村は遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に行う。確保できない場合は、県に要請する。県は要請に基づき、関係事業者に応援・協力を依頼する。

関係事業者との協定：市町村は遺体搬送にかかる協定を関係事業者と結ぶ。また、県は遺体搬送にかかる協定を関係事業者と結び、市町村を支援する。

○市町村は、遺体搬送用の車両を確保する。また、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送を緊急通行車両により行う。

市町村は、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内において対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

遺体の搬送について、市町村から要請を受けた場合には、輸送車両等搬送手段の確保について、自衛隊等の関係機関又は関係業者へ協力を要請し、必要な措置を講じる。

市町村は、遺体収容所から火葬場までの遺体搬送について、搬送手段の確保とともに、搬送経路等について事前に検討する。また、必要に応じ、葬祭業者、運送業者等とあらかじめ協定等を締結する。

遺体収容所から火葬場までの遺体の搬送について、関係機関等との協定を締結するなど協力体制を確立し支援する。

関係機関と遺体保存のための資機材の搬入や遺体収容所から火葬場への遺体搬送に使用する緊急通行車両等の指定に必要な調整を行う。

協定：協定締結者は、都の指示により、市町村が設置する遺体収容所等から火葬場への遺体の搬送に従事するものとする。

○火葬場までの搬送手段の確保方法及び搬送経路、それにかかる靈柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定締結は、市町村が必要に応じて講じる。

市町村は、遺体搬送のための緊急通行車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請する。

○被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し効率的に搬送を行うものとし、遺体搬送手段を確保できない場合は県に手配を要請する。

交通規制が行われている場合は、緊急通行車両により遺体の火葬場までの搬送を行

う。

○広域火葬計画において、各市町村は、災害時に使用する遺体安置、検視に要する専用の場所の確保、棺及び遺体保存剤の確保、作業要員の確保方法並びに火葬場までの搬送手段、搬送経路の確保方法等に係る措置を講じる。また、県では、平成23年度に「災害時における棺および葬祭用品の供給等の実施に関する協定書」を葬祭業協同組合と締結し、市町村からの要請を受けて、葬祭用品の提供、遺体の搬送等に係る業務に協力を得られる体制を整備している。

○遺体の搬送についても各市町の業務となるが、搬送手段・人員に不足が生じた場合を想定し、県において全国靈柩自動車協会等と協定を締結し、被災市町からの要請に応じて協定先との連絡調整を行う。

○計画では「被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資器材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両はあらかじめ公安委員会の確認を受けた緊急通行車両を用いるものとする」と規定。

関係事業者との協定等：全日本葬祭業協同組合連合会及び社団法人全国靈柩自動車協会との間で、「災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等に関する協定書」を締結し、「遺体の搬送」の協力要請を行うことを規定。

○被災市町村は、緊急車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請するものとする。県は協定締結先である、「葬祭事業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会」、「社団法人全日本冠婚葬祭互助教会」、一般社団法人全国靈柩自動車協会」に対し応援協力の依頼をする。

○市町村は、災害等発生時に備え、火葬場までの遺体等の搬送手段の確保及び搬送経路の検討等必要な措置を講じておく。

また、市町村は遺体及び資機材等の搬送に使用する車両について災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、県公安委員会に事前に届けておくものとしている。

○民間事業者と協定締結をしている。

○被災市町は、遺体安置所の設置及び火葬場までの搬送を行う。県は、被災市町より遺体搬送手段の確保要請があった場合、関係団体等への応援・協力要請を行う。

○市町村は、災害時等に備え、火葬場までの搬送手段の確保及び搬送経路を確保する等必要な措置を講じておく。

県は、平成18年に、県葬祭事業協同組合、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、県経済農業協同組合連合会及び社団法人全国靈柩自動車協会と、災害時等における遺体の搬送について、それぞれ協定を締結している。

(3-4) 葬祭用品(棺、納体袋、ドライアイスなど)について

○市町村が対応する。

○市町村が確保し、確保できないときは県に要請し、県は関係団体等に協力を要請する。

○県は必要な資機材の確保のため関係事業者又は関係団体等と協定を締結し市町村及び火葬場設置者を支援する。

市町村及び火葬場設置者は、必要な資機材の確保のため関係事業者又は関係団体と

- の協定締結についてあらかじめ検討し、必要な措置を講じておく。
- 市町村は遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存する。確保できない場合は、県に要請する。県は要請に基づき、関係事業者に応援・協力を依頼する。
- 関係事業者との協定：市町村は遺体保存に必要な資機材の確保にかかる協定を関係事業者と結ぶ。また、県は遺体保存に必要な資機材の確保にかかる協定を関係事業者と結び、市町村を支援する。
- 被災市町村は、遺体収容所の設置、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保など、必要な措置を講じる。また、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入を災害対策基本法施行令第32条の2第2号に定める車両により行う。
- 市町村は、棺、遺体保存剤等必要な資機材を確保する。このため、必要に応じて葬祭業者等の関係業界と協定を締結する。
- 災害時に使用する遺体収容所の設置場所、棺、遺体保存剤等の確保及び作業要員の確保に関する情報をあらかじめ把握する。
- 遺体保存のための資機材等の確保について、関係機関等との協定を締結するなど協力体制を確立し、支援する。
- 協定：災害時において遺体保存用ドライアイスを市町村に供給する必要が生じたときは、協定締結者に対し、協力を要請するものとする。
- 災害時において棺等葬祭用品等を市町村に供給する必要が生じたときは、協定締結者に対し、協力を要請するものとする。協力要請を受けたときは、指示により市町村の設置する遺体収容所等への棺等葬祭用品に供給等について速やかに措置する。
- 災害等発生時に使用する棺及び遺体保存剤（ドライアイス）の確保等を目的とした葬祭業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結は、市町村が必要に応じて講じておく。
- 被災市町村は遺体保存のための資機材の調達及び作業要員の確保を行い、遺体を適切に保存するものとし、必要な資機材を確保できない場合は県にそれらの手配を要請する。その場合には、県は関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼する。
- 広域火葬計画において、各市町村は、災害時に使用する遺体安置、検視に要する専用の場所の確保、棺及び遺体保存剤の確保、作業要員の確保方法並びに火葬場までの搬送手段、搬送経路の確保方法等に係る措置を講じる。また、県では、平成23年度に「災害時における棺および葬祭用品の供給等の実施に関する協定書」を県葬祭業協同組合と締結し、市町村からの要請を受けて、葬祭用品の提供、遺体の搬送等に係る業務に協力を得られる体制を整備している。
- 全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会、県農協葬祭事業連絡協議会、ドライアイスメーカー会、全日本ドライアイスディーラー会と協定を締結し、被災市町からの要請に応じて協定先との連絡調整を行う。
- 計画では「市町村は、災害発生時に備え、次の事項を確保する等必要な措置を講じておくものとする」とし、「②骨つぼ、柩及び遺体保存剤」を事項として挙げている。また、「遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保などについて、被